

## 最低賃金法違反の疑いで書類送検

～ 2 か月分の賃金不払いの疑い～

豊橋労働基準監督署（署長 井奥善久）は、令和 8 年 5 月 19 日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで豊橋区検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

らでいっしゅ屋代表者（個人事業主）  
（所在地：愛知県豊橋市長瀬町 事業内容：農業）

#### 2. 被疑条文

最低賃金法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）  
最低賃金法第 40 条（罰則）

#### 3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者 3 名に対する令和 6 年 1 月 26 日から同年 3 月 25 日までの賃金を、それぞれ所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

#### 4. 参考事項

##### （1）賃金不払における被害額

労働者 3 名に対する定期賃金の不払総額は、306,661 円である。

##### （2）愛知県最低賃金

1 時間 1,027 円

（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間の適用額）

#### 5. 関係法条文

##### 最低賃金法

##### （最低賃金の効力）

##### 第 4 条第 1 項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(罰則)

第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される  
特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。